

平成22年度 第2回村上地区地域審議会 議事録

1. 開催日時 平成22年9月28日（火）13:30～15:25
2. 開催場所 村上市役所 5階 第4会議室
3. 出席委員 佐藤利和、板垣藤生、横山昭夫、當摩 豊、佐藤久也、吉田雅博、
木村 徹、佐藤芳男、佐藤 忠、高橋邦丕、村山優子
4. 欠席委員 佐々木綾子
5. 出席職員 相馬企画部長
(事務局) 政策推進課；竹内課長補佐、船山係長、渡辺主任
佐藤課長補佐、富樫主査、鈴木主査
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

平成22年度 第2回村上地区地域審議会次第

日 時：平成22年9月28日（火）13:30～
会 場：村上市役所本庁5階第4会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 説 明

村上市“市民協働のまちづくり”について

- (1) 資料－1 市民協働のまちづくり指針（平成21年11月）
- (2) 資料－2 市民協働のまちづくり推進プログラム
- (3) 資料－3 村上市“市民協働のまちづくり”はじめの一步の考え方
- (4) 資料－4 先進都市の事例

4 審 議

- (1) 村上地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定（案）について
- (2) 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について
資料－5 市民協働のまちづくりとして考えられる事業例 参照
- (3) その他

5 その 他

6 閉 会

会 議 経 過

1. 開会 (13:30)

事務局； 定刻となりますので、これより第2回村上地区地域審議会をはじめさせていただきます。はじめに資料の確認をお願いいたします。

本日は佐々木委員から欠席のご連絡をいただいています。前回欠席しました板垣委員がご出席ですので、自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】

ありがとうございます。では、次第2の会長あいさつと、引き続き議事の進行も併せてお願いします。

2. 会長あいさつ

会 長； 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。第2回地域審議会ということですのでよろしくお願い致します。資料がたくさんありますが、スムーズに議事が進行できますようお願い致します。

3. 説明

村上市“市民協働のまちづくり”について

会 長； では、3番の説明について事務局よりお願いします。

事務局； それでは次第の3の説明に入りますが、この「市民協働のまちづくり」を担当します自治振興室の職員の紹介をいたします。

【自己紹介】

それでは事前に配付しました資料をもとに説明させていただきます。

資料-1は市民協働のまちづくりの指針となっています。合併して新しい市となって、行革の中で全国的な指針を参考にしながら作ったものです。

資料-2ですが、この指針を受けて少し具体的にしたものがこの推進プログラムです。ここで1点訂正がありますのでご確認ください。4ページ中段に「財政支援(案)」の中で「協議会発足に向けた準備補助金」として「10万円を想定」とあります。このプログラムを作成する時点では、準備段階での補助金も必要だと考えていましたが、市の公金の支出のシステム上、協議会を発足しないと公金は支払えないということでしたので、発足前の準備金10万円の支出は難しいということで訂正させていただきます。

「協働のまちづくり」として村上市の考えとは何かを示したものが資料-3の考え方となっています。A3を縮小したので少し細かくて見づらいかもかもしれませんが、この考え方を中心に説明いたします。「協働のまちづくり」というのは全国的にも活発になってきていて、名前は聞いたことがあるという方もいると思いますが、なぜ必要なのかを簡単に2点ほど記載してあります。

1点目は、元気な地域づくり、要するに基礎コミュニティというか町内や集落の自治コミュニティの活性化が必要ではないかということで、ここに細かく書いてあります。合併して村上市は県下一の面積になり、東西南北すばらしい

資源や財産を有し、この固有の財産を守り育てて、元気あふれる地域づくりをしていかなければならないというのが第1点です。それから自治コミュニティ、いわゆる町内自治会が少子高齢化のために、町内や集落の運営そのものが不安になってきている自治会が出てきています。そういうところから元気付けていかなければならないというのが第1点目の必要性です。

2点目として、今までの行政運営は限界にきていまして、どうしても行政というのは、どの市民に対しても公平・中立に関わらないといけないという大原則があります。よって、「この地域にこんなことを」、「この地域にはあんなことを」というのはできないのが基本であります。資料の図にあるような金太郎飴型の行政から脱却すべきというのがありまして、個々のきめ細かな特性に合ったまちづくりをこれから進めていく必要があります。この2点が「協働のまちづくり」の必要性となります。

基本理念として、地域の活性化、元気づくりから「協働のまちづくり」がはじまるということで、地域・町内・集落が元気を出していきたい、出していかなければならないというのが基本理念であります。

右にいきますと、この基本理念を受けての基本目標があります。「市民（地域）と行政が協働のまちづくりを推進し、活気ある元気な村上市を創造していくことを目標」ということであります。

この基本目標を実現させるための具体的手法として、私どもが考える「協働のまちづくり」はまさに「地域活性化支援」です。一言でいえば「地域活性化支援」を行っていくということです。この地域活性化のために「財政支援」と「人的支援」を行っていく予定です。「財政支援」とはこれまでの補助金とは一線を画す形となる交付金です。「人的支援」とは1協議会に概ね1人の専属となる職員を配置し、地域と一緒に汗を流して、地域の課題そして宝を磨いていくということを考えています。

この「財政支援」、「人的支援」を推進する組織として、町内・集落がまとまった「地域まちづくり協議会」を作っただけでないかと考えています。例えば、すでに上海府地区では「まちづくり協議会」ができていますので、そのままの団体を使っていると思います。または公民館でいろいろな団体や協議会ができているのであれば、それを協議会とするのも可能ではないかと考えています。後ほどのご審議の中でご意見をいただきますが、町内・集落のまとまった地域というのは小学校区単位や歴史的に関係の深い町内・集落の集まりの組織を想定しています。

資料の図にあるように、各集落や協議会が元気になって活性化し、それが結びついていくことにより、村上市全体が住みよい豊かなまちになっていけたらと考えています。この資料-3が村上市の「市民協働のまちづくり」のすべてであります。

なお、資料-4は先進都市の事例として、兵庫県朝来市（あさごし）の資料を参考に送付しました。全国的に西高東低と言われていて、関西方面のほうが「協働のまちづくり」は進んでいます。東のほうはやや遅れている感がありま

す。今、村上市が進めようとしている「協働のまちづくり」と近いところの資料としてみなさまにご提示しました。中身については目を通されたと思いますので、説明は省かせていただきます。

資料-5「市民協働のまちづくりとして考えられる事業例」ですが、村上地区には分館制度があり分館事業をしていますので、特にこれについて説明する必要はありませんが、ほかの地区の地域審議会においては分館制度がありませんので、どんなことをするのか参考として事業例を記載した資料です。よって、これに固執するというものではありません。下のほうに「自治会活性化支援事業」とありますが、これは例えば、20町内で構成されている「まちづくり協議会」ができた場合に、それぞれの町内で行っている敬老会や公民館事業などを対象に、協議会から各町内に補助金を出すことも可能であるというものです。「まちづくり協議会」ができたので最初から何か事業をしなければならないということではなく、町内で今までやっているものに対して補助金を出してもいいという事業となっています。

以上、簡単ではありましたが、資料について説明をさせていただきましたのでよろしくをお願いします。

会 長； 事務局から説明をしてもらいました。疑問等がありますか。

委 員； 今までの補助金とは一線を画した交付金となっていますが、具体的にどのように違うのか説明をお願いします。

事務局； 今までの補助金制度は、例えば100万円かかる事業があった場合、市の補助制度では3分の1なり半分を補助するというので、補助金交付申請を市に提出してもらって、事業内容を精査して市から採択します。採択通知を受けて、その100万円の事業をします。その後、実績報告を市へ提出し、事業が適当に処理されているとなれば、後払いで3分の1なり半分の補助金を事業主に交付するというのが、補助金制度の大きな流れとなっています。

今回の「財政支援」の交付金というのは、1年から3年間の事業計画を出していただきますが、町内の数、人口、世帯などの基礎的条件で案分した額を各協議会の基礎データに基づいて、一括して各協議会へ交付します。この使い方については、協議会が自分たちで考えて使っていただく形になります。

今までの補助金は事業が終わってからお金をお渡ししていましたが、この交付金は事業をする前にお金をお渡しするというものです。できるだけ自由に使っていただきたいという考えでこのような制度にさせていただきました。

例えば、協議会の役員報酬については協議会で決めていただければいいと思います。

村上地区には分館制度があり、各地区に分館の職員がいます。分館の仕事を引き継ぎながら地域の課題に対応した新しいまちづくりをしていくとき、どうしても人手が足りないという場合に、この交付金を使って、地域活性化に熱意のある地元の方へ日当を払ってお手伝いいただくというのも一つの手だと考えられます。

このほかの例であれば、視察に行くのに使うということも考えられます。関

西方面へ視察に行く場合の旅費として使ってもいいと思います。このように、使い方については協議会で考えていただきたいと思います。

事業が終わってお金が余ったらどうするのかという、私どもでは残金が出た場合はそのまま繰り越してもらって結構だと考えています。また、基金を運用してコミュニティバスを購入し、その地域で走らせている例もあります。

極端な話ですが、何でも自由に使える交付金であります。しかし、公金ですので、支出の管理は透明性のあるものにしなければならないと考えています。

会 長； ただいま事務局から交付金の説明がありました。これまでの補助事業と違って、交付金をもらえば強制的にやらなければならないのでしょうか。押し付けではないとの説明でしたが、全額繰越というわけにはいかないの、何かはやらなければならない。そうすると半強制的なものになると感じました。

事務局； そのために資料－５の町内・集落が今までやっていた既存事業に対しても助成できますという制度を加えさせていただきました。例えば、町内ごとでしている敬老会や地藏様の行事、自主防災組織、高齢者の見回り対策などに使ってもらえばよいと思います。

会 長； 資料にある朝来市は会費を集めているようですが、それも運営に充てるということでしょうか。

事務局； 朝来市の場合は会費を集めていますが、村上市の場合は会費を集めるという考えは持っていません。

会 長； 職員を雇うというのは、市の職員ではなく新たな方を採用するのですか。

事務局； 地元で地域のために一肌脱ぎたいという方がいれば、公民館のお手伝いをしてもらおうというのを考えています。

会 長； いなかった場合はどうするのですか。

事務局； 必要に迫られて、いないのであれば考えたいと思います。地元のためにがんばろうという人が誰もいないというのは少し問題だと思います。

会 長； 朝来市では全体600万円のうち200万円が人件費となっていて、割合が大きいと思います。

資料が多いですが、ほかに意見はありますか。

委 員； 資料－３で「魅力あふれる元気な地域づくりが急がれます」とありますが、現在の村上市で例をあげるとすればどんなものがありますか。

事務局； 公民館のある町内であれば公民館事業が当てはまると思います。側溝の清掃や川、山の草刈りも協働であると思います。地域の財産を守るという話からすると、お祭りや左義長、獅子舞などの伝統行事も一つの財産ではないかと思えます。村上地区の北のほうでは高齢化率が40、50%に達していく集落も見えてきています。二人に一人が65歳以上ということで、集落の共有財産や伝統行事を守る事が困難になってきています。よって、二つ以上の集落でお互いに支え合っていくことが急がれていると感じますので、この協議会である程度まとまりを持って支え合ってがんばっていただきたいですし、協議会同士が交流をすることによって村上市全体の連帯感が図られると思います。

委 員； 今の話はだいたいわかりましたが、根っこを考えると家族制度が非常に小さ

くなって、今まで親類で維持してきたものができなくなり地域で維持することになります。今度はそれも難しくなって近所の地域や東京など外の地域から人を呼んだりしているところまで来ています。こういった村上の現状を地域や町内の人が自覚しないと、「協働のまちづくり」の本質を感じていただけない気がします。どうしても、すぐに協議会を作って何かをするという考えになってしまうと思います。

区長会では、先日のトライアスロンに協力しましたが、これも協働のまちづくりだと思います。団体でやっているもの、町内でやっているものなどいろいろありますが、なぜやっているのかを町民や区民がわかっていないと本物になっていかないと思います。その辺の説明が大雑把だと思いました。

会 長； 市民意識はまだ低く、これからこの協議会を立ち上げて市民意識を高めて進めていこうというものなので、すぐに理解するのは難しいと思います。

委 員； 村上市は会費をとらないということですが、私もいろいろな研修会に参加してまして、無料よりは少額でもお金をとったほうが意識の向上につながると思いますので、今後は検討していったほうがいいと感じます。

会 長； 村上地区も5地区あって、それぞれの協議会の中で会費をどうするか検討していてもいいのでしょうか。

事 務 局； お金はいただかないという話をしましたが、現在の分館の事業の中では町内や集落から負担金を集めているものもありますので、負担してもらい地域もあり得ると思います。最初から「協議会を作ります」、「お金も集めます」という認識は難しいと思いますので、協議会の中の運営の方法についてはそれぞれに任せたいと考えています。

委 員； 私の地区でも会費制度にして各世帯から負担をいただいて、運動会などの分館事業や安全協会の運営をしているのが実状です。

委 員； 交付金の決算についての監査は考えていますか。

事 務 局； 協議会にも監査役を置く予定ですが、市の公金ですので、監査委員に監査をお願いしたいと考えています。

協議会を立ち上げるときに、やはり人が集まっていろいろと議論を重ねて決めていくと思いますので、潤滑剤というか食糧費的なものも認めていいのではないかと考えています。

委 員； 資料-5で「公民館活動型事業」、「課題解決型事業」、「まちおこし型事業」とありますが、同時展開なのか、それとも軽重があるのでしょうか。

事 務 局； 資料-5に三つの事業を載せたのは、合併して一つの市になりましたが、分館制度のある村上地区と分館制度のないほかの地区があります。いろいろな地区で説明するときの共通資料として作ったものです。村上地区においては、分館制度は残しながら並行して「協働のまちづくり」を展開していこうということで、必然ながらこの「公民館活動型事業」は残っていきます。

「まちおこし型事業」は、これまでにやりたかったけどお金がなくてできなかったり、いろいろな事情があつてできなかった事業があれば、これを機に元気づくりの方策として考えてみてはどうかというものです。

各地区によっては分館制度もない、各集落に公民館長という役職もない地区もあって、何をしたらいいのかベースが全然ないような地区もあります。自分の地区には何が問題で何が必要なのかを考える入口の資料としているので、特に順番などがあるわけではありません。

会 長； 平成23年度に立ち上げとなっていますが、立ち上がってから具体的に指導などをしていくのですか。

事務局； 合併して3年が経過する平成23年度4月から、市役所の機構を大きく変えます。その中で、今ほど議論している「まちづくり協議会」を支援する直接の部署として、自治振興課を新しく設置します。今年度はその準備として自治振興室を置いて、ここにいる室長およびスタッフが下準備をしている状況です。平成23年度からは自治振興課および各支所においては自治振興室に職員を配置します。そのスタッフが地域に入りこんで、地域の方々と一緒に「協働のまちづくり」について話し合いを進めていきます。イメージとしては、今ほど説明している交付金のついた各地域の「まちづくり協議会」は平成24年度あたりからのスタートではないかと想定しています。財源や使い方については新たな手法でありますし、まだ市民の意識が同じレベルになっていないのにお金だけやって逆効果になるということがないように配慮していきたいと思います。

それぞれの地域に職員を配置する予定で計画していますが、担当した職員がすべて行うというのではなく、地域のみなさんとともに作り上げていく地域の活動のお手伝いとして職員がいるというイメージです。

具体的には平成23年度に職員が地域に入って、今日のような議論を重ねてご理解いただき、できることから進めていくことになるかと考えています。

会 長； 資料-2のスケジュールを見ますと、平成23年度から自治振興課として住民に啓発していき、協議会の事業は平成24年度からでしょうか。

事務局； 協議会の予算のついた事業は平成24年度からになると思います。村上地区では各地域に分館がありまして、どうやったらうまくいくか議論している地域もあります。ほかの地区では、何をどうしたらというレベルのところもありますので、各地区との整理をしていきます。公金を使いますので、移行や周知について十分に配慮したいと思います。

住民が自分たちの地域をどうにかして盛り上げていこうというものの母体がこの協議会だと思いますし、急ぎすぎて失敗している前例もかなりありますので、先をあまり追い求めすぎずに理解をいただきながら、じっくりと進めていきたいと思います。

委 員； 町内の活動に補助金が出ていますが、今後は協議会から出るということでしょうか。

事務局； 土台となるのは町内や集落になりますので、そこが元気にならないと意味がないという意見がほかの審議会でも多く出ています。相当の区費を負担して町内の事業をしている地域もありますので、一つの町内にいくらという補助をしていくような仕組みがあつていいと思います。

五つの市町村が合併して3年目になりましたが、今現在で地域の集落活動に

お金を出している地区と出していない地区があるのが現状です。集落が点在していて、そういう施策をしないと集落の維持ができなかったというのがありますので、これからは早く全地区に補助できるような手法をこの中で取り入れていければと思います。

会 長； 山北地区や朝日地区は集落単位であるので共通意識があると思いますが、村上地区は難しいところがあると思います。

事 務 局； 交付金ができることによって、既存の補助金がなくなるということはありません。同じようなものがあれば統合する必要はありますが、既存の補助金がなくなることはないので、補足いたします。

会 長； 地域割り、人口割りで交付金が出るわけですが、今までの事業だけで交付金の全額を占める可能性はないでしょうか。

事 務 局； 村上地区の協議会でこれまでの事業に交付金をすべて使うとなれば全額を占めることになりますし、この事業にはいくら、新事業にはいくらかと配分するのも協議会の考え方だと思います。

委 員； 各地区でいろいろなやり方が出てくるとと思いますが、行政として指導をするのですか。

事 務 局； 平成23年度から自治振興課の職員が配置されますので、ベースとなる考え方などはその職員を通して整理していきたいと思います。

委 員； 各支所は職員が少ないので、その人数で協議会や活動を維持できるのか。

事 務 局； 村上地区は5地区で区割りしていて、この後議論をしていただきますが、ほかの地区についても今議論いただいています。基本的に地区の協議会で差がないようにし、同じボリュームでの配置を考えています。

委 員； 資料を見ると一体感や将来像を重視しているように感じますので、お金のことなどの細かいことではなく、全体像や歩きはじめるために何が必要なのかを議論しなければいけないと思います。私たちがわからなければ市民もわからないし、疑問もいろいろ出てきますので、ステップごとに進めていかないと難しいと思います。細かい部分はまだ出せないと思うので、地域を分ける意味や区域を設定する必要性などを話しながら議事を進めれば良いと思います。

会 長； 情報公開や情報共有とありますが、このことは市民にお知らせするのか。

事 務 局； 9月1日号の市報でお知らせしましたし、ホームページでも随時更新しながら周知を図っている状況です。

委 員； なかなか浸透しないのではないのでしょうか。

やはり、区長会が核になっていくと思います。住民とも近いですし、行政とも関連があるので、区長会に意見を聞くのも一つの方法だと思います。

委 員； 村上地区には分館制度がありますが、各町内の公民館には館長制度というものがあのでしょうか。

委 員； 公民館長を置いているところと、区長が両方兼ねているところなどいろいろあります。独立して置いているところは少ないと思います。

委 員； 上海府地区では集落ごとに集落館長というのを置いています。公民館の運営委員も4人から5人設けていますので、何か行事があるときには、各集落の館

長連中が集まって協議をするという制度をとっています。こういう制度があるところは上手にスライドできると思いますが、ないところはなかなか難しいと思います。

会 長； 事業内容を見ると公民館事業だけでなく、いろいろな事業がありますので、各地域の中で考えてもらうことがいいことだと思います。

4. 審議

(1) 村上地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定（案）について

会 長； それでは次第4の審議に移ります。「村上地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定（案）について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局； それでは、本日お配りした資料6になりますのでご覧ください。

村上地区には公民館の分館制度があります。また、旧地区単位でまとってきた経緯もあります。これを受けてたたき台ではありますが、事務局案として「村上」、「岩船」、「瀬波」、「山辺里」、「上海府」の5地区で分けてはどうかというご提案です。なお、緑町については活動経緯を尊重して「瀬波」に含めました。

この区域設定についてご検討をお願いしたいですが、この審議会で決定するものではなく、あくまでもご意見をいただきたいと思います。

流れとしては、この審議会でご審議いただきまして、その後は区長会に打診をして意見をいただいて、最終的には市で決定したいと考えています。

会 長； みなさんいかがでしょうか。

委 員； 小学校区で分けてはどうか。

事 務 局； この「村上」地区はほかの地区と比べて大きなものとなっています。地域の活動で分けるときに、学区で分けるのか、祭りの地域で分けるのか、それとも村上と本町で分けるのか非常に難しい地域となっています。

商工会議所青年部の定例会に出席しまして、このことについて聞いてみましたが、「村上」地区は一つでダメだという意見はありませんでした。商工会議所青年部としては大きいくくりでイベント等をしている関係もあるのか、区域を分けることに対する意見はいただけませんでした。

会 長； 駅前周辺エリアと町中周辺エリアともう一つのエリアの三つぐらいに分けてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

委 員； 村上南小学校のPTAをしています。いろいろな町内そして村上小学校もあって、やはりカラーが違います。協働となれば子どもたちも動いていきますので、子どもの取り合いにならないか心配です。

41区の区分けというのは、温度差もあってなかなか難しいと思います。

会 長； 昔からの町内と新しい町内では考え方が違って、噛み合わないのではないかと思います。

委 員； 以前、PTAをしていましたが、村上小学校と村上南小学校の雰囲気は違うと感じたので、町内活動についても違うのではないかと思います。

会 長； 5,000人ぐらいの人口規模がちょうどいいのではないのでしょうか。

- 委員； 意識を改革するのが根っこにあるので、協議会ができて自分が楽しむために何があるのかという情報を発信して、何をすれば楽しいのかを考えていくことも一つの手だと思います。
- 委員； おしゃぎりのある町内も人が足りない状況で、ほかの地区からも人を集めて参加してもらっていて、これも一つの協働のモデルだと思います。
最終的に41区になるかもしれませんが、たたき台としての41区は大きいと思いますし、いろいろな計画を立てたとしても足並みは揃いづらと思います。
- 委員； 行政としてはやりやすい区分けだと思いますが、もう少し柔軟に考えて、地域の特性に合った区分けがあってもいいと思います。
- 事務局； 山北地区は5地区に分ける予定ですが、もう少し細分化が必要ではないかという議論はあります。
- 会長； 「村上」は人口規模が大きすぎて、役職になった人は出ずっぱりになったり、事業の取まとめだけでも大変ではないかと思います。
- 委員； もとからある組織も存在しているので、弊害があるのではないのでしょうか。
- 事務局； 今ある組織がなくなるわけではなく、既存の団体が集まって協議会を形成するイメージで考えています。
- 委員； 朝日地区で集落の活性化事業というのがあって、事業期間は終わりましたが引き継いでいて、これについても調整し発展させていかなければならないと思います。
- 事務局； 公民館活動助成金や支援事業は2地区あり、平成22年度の予算ですと朝日地区で約50万円、山北地区で約250万円となっています。合併した中で、支援のある地区とない地区がありますので、この交付金制度の創設を機に、公民館活動等の集落活性化事業については交付金に替えさせていただきたいとの話はさせていただいています。
- 会長； 二つにしたほうがよいのではないかと思います。どこで線引きをするのが難しいですが、みなさんいかがでしょうか。
- 委員； なかなか難しい問題です。学校区で分けるのは簡単ですが、地域性を考えると難しいので、一つでよいと思います。
- 委員； 事業の内容で分ければよいのではないのでしょうか。村上地区の中でいろいろな組織団体がありますが、一番強固なのは祭りの組織だと感じています。地域などで分けるとさまざまな障害があるので、支援する体制として村上地区は一つでよいと思います。
- 委員； 外からの意見として、世界レベルで考えれば村上は同じ言葉を話して均一な考えですし、何百万人の都市に比べれば何の問題もないと思います。
旧市町村が集まって合併したのだから、昔の考えや体制を全部取り払って、今の交通機関等の状況を含めて、新しい考え方で進めたらいいと思います。
- 委員； 動きやすさを考えて、二つの小学校区で分ければよいと思います。
- 委員； 人口規模からも三つに分ければちょうどいいと思います。
- 委員； お城山周辺と町屋周辺の二つを中心に考えればいかがでしょうか。
- 委員； 一つになって課題ごとに分ければよいと思います。二つに分かれた、三つに

分かれたとなると、また別の問題があるように感じます。

委員； やはり41区が一つというのはまとまりすぎかなと思います。

委員； このままの一つでいいと感じます。

委員； 私も一つでいいと思います。

委員； PTAの立場からすると、二つの小学校区に分けるとやりやすいのではないのでしょうか。将来的には一つになると思います。もっと後になりますが、旧村上市全体で考えると、最終的には中学校区の三つになると予想されます。

スタート時点であまり大きすぎると、ぼやけてしまうのではないかと不安もあります。

会長； みなさんの意見を聞きますと、いろいろな分け方もありますし、難しい問題もあるようです。事業ごとに分けるという意見もありますので、このまま一つでいかがでしょうか。

事務局； 協議会の中に部会を設けている例もあります。例えば、商店街活性化部会や景観形成を保存する部会などあります。事業ごとに分ければ地域で分けなくても進んでいく可能性はあると考えられます。

委員； 将来的に公民館とは別に事務局を置くという考えはありますか。

事務局； 村上地区には公民館と各分館がありますので、スタートとしてはそこに職員を配置しますが、協議会をいろいろと進めていく中で新しい拠点が必要であれば検討していきたいと思います。

会長； 審議会の意見としては村上地区の区割り一つということにしまして、事業内容ごとの各部会で分ければどうかという考え方でよろしいでしょうか。

一 同； 異議なし。

(2) 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

会長； それでは事務局から説明をお願いします。

事務局； 財政の考え方については先ほどの議論の中でも説明しましたが、基本的に市民一人ひとりがまちづくりの参加者という考えで、人口や町内数をベースに、多様な地域づくりへの財政支援をします。なお、この新しい制度は事業をする前にお金を交付する仕組みですので、しっかりと整理をして精度を高めていきたいと考えています。

会長； 財政支援の予算付けはどのような形になるのか。

事務局； 資料にあるとおり、まずは人口、世帯数、それから行政区数が基本となります。ただし、同じ村上市でも市役所まで近い中心市街地もあれば、車で1時間の地域のように地理的条件が違います。このようなことに関しては勘案したいと思いますので、多少の変動はあります。イメージとしては、ベースとなるものに諸条件で加算されるものがあると考えていただきたいと思います。

(3) その他

会長； その他、みなさん何かありますか。

一 同； ありません。

5. その他

会 長； 「その他」について事務局から何かありますか。

事 務 局； 第3回目の審議会については、会長、副会長と相談して、内容および日程をお知らせしたいと思います。

最後に副会長から閉会のあいさつをお願いします。

副 会 長； 本日の審議は前回からちょうど3ヶ月目です。この間、みなさまも「市民協働のまちづくり」ということで各地域の行事やイベントに参加されたことと思います。私の地域でも、地区合同運動会や敬老会など無事に終わり、安堵しているところです。

本日はみなさんから忌憚のないご意見をいただき、大変ありがとうございました。これからは「市民協働のまちづくり」が重視されるものと思います。最後に、当審議会も回を重ねるごとに充実した審議会となりますことをお願いいたしまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

6. 閉会 (15:25)